



## 感染症対策本部からのお知らせ

5月14日(木)発行 【5月11日(月)現在の情報です】

### 『町独自の生活・経済対策の実施』

#### 香美町子育て(特別)給付金

新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた家計負担を緩和するため、町独自で子育て世帯、ひとり親家庭、中・重度障害の児童をもつ保護者へ給付金を給付します。

##### ◇香美町子育て給付金(子育て世帯への支援)

###### ●受給権者

0歳から高校3年生までの児童の保護者

※令和2年4月30日(木)の時点で、香美町の住民基本台帳に記録されている人

###### ●給付対象児童

令和2年4月30日までに生まれた0歳から高校3年生まで

###### ●給付額・給付時期

対象児童一人につき1万円 5月下旬以降順次給付

###### ●申請方法

###### ・0歳～中学3年生までの対象児童の保護者

###### ①役場から児童手当を受給している人

申請手続きは不要です。町が把握している児童手当の口座に振込みます。ただし、受給を拒否する場合は、5月25日(月)までに役場福祉課へご連絡ください。

###### ②役場から児童手当を受給していない人(公務員など)

案内文書同封の申請書および振込先金融機関口座の確認書類<sup>※1</sup>を返信用封筒により役場福祉課へ返送してください。

対象児童が町外に転出している場合は、健康保険証の写しも必要です。

※1 振込先金融機関口座の確認書類…金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳、キャッシュカードなどの写し(町税や水道料などの引落に使用している保護者名義の口座の場合でも必要)

###### ・高校1年～3年までの対象児童の保護者

案内文書同封の申請書、振込先金融機関口座の確認書類および高校在学の確認ができる学生証などの写しの提出が必要です。

対象児童が町外に転出している場合は、健康保険証の写しも必要です。

##### ◇香美町子育て特別給付金(ひとり親家庭、中・重度障害の児童をもつ保護者への支援)

###### ●受給権者

令和2年5月分の児童扶養手当受給者および特別児童扶養手当受給者(全部停止者を含む)

###### ●給付対象児童

上記手当の支給対象児童

###### ●給付額・給付時期

対象児童1人あたり2万円 6月上旬以降順次給付

###### ●申請方法

案内文書同封の申請書および振込先金融機関口座の確認書類を返信用封筒により役場福祉課へ返送してください。

##### ◇申請期間【香美町子育て給付金および香美町子育て特別給付金(書類の提出が必要な人のみ)】

5月15日(金)～8月17日(月)(必着)

##### ◇問い合わせ(提出)先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964

・5月15日(金)に案内文書を発送しますので、支給対象者に該当すると思われる人で案内文書が届かない場合は、お手数ですが、役場福祉課へお問い合わせください。

# 香美町事業者緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が厳しい状況にある町内の事業者を対象に町独自の緊急支援事業を設け、給付金を交付します。

## ●受給権者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少、もしくは経営に支障をきたしている、または今後、同様の状況におちいることが予想される事業者

### 【法人の場合】

町内に本店を有し、2人以上の従業者（事業主を含む）を有する事業者

### 【個人の場合】

町内に事業の拠点（支店）を有し、2人以上の従業者（事業主を含む）を有する事業者

※ただし、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業については、従業者数は1人以上とします。

## ●給付額・給付時期

1事業者につき10万円 審査後、2～4週間で指定する口座へ、順次振り込みます。

## ●申請方法

案内文書同封の申請書兼請求書に次の確認書類を添付し、役場観光商工課または各地域局農林建設係へ郵送で申請してください。

①給付金交付申請書兼請求書

②確定申告書などの写し

・法人 直近の確定申告書（別表一）および損益計算書

・個人 青色申告者…令和元年分の所得税確定申告書（第一表）および青色申告決算書  
白色申告者…令和元年分の所得税確定申告書（第一表）および収支内訳計算書

## ●申請期限

6月30日（火）（消印有効）

## ●その他

・上記の事業者とは、香美町事業者緊急支援事業給付金交付要綱第2条第3号の規定する業種を営む中小企業者をいいます。

・複数店舗・複数業種を営んでいる場合でも1事業者となります。

・給与等の主たる収入がある場合など、副業としての事業は対象となりません。

・次の業種は対象外とします。

金融業、複合サービス事業、サービス業（経済・政治・宗教団体）

・創業して間もない事業者は、下記までご相談ください。

## ●問い合わせ（提出）先

役場観光商工課 香美町事業者緊急支援事業給付金係 TEL 0796・36・3355

〒669-6592 香美町香住区香住870-1

・申請書類が届いていない場合で、給付対象業種に該当すると思われる事業者は、役場観光商工課へお問い合わせください。

### 香美町事業者緊急支援事業給付金交付要綱第2条第3号による業種

A 農業、林業	H 運輸業、郵便業	M 宿泊業、飲食サービス業
B 漁業	I 卸売業、小売業	N 生活関連サービス業、娯楽業
D 建設業	J 金融業、保険業（金融業を除く）	O 教育、学習支援業
E 製造業	K 不動産業、物品賃貸業	P 医療、福祉
F 電気・ガス・熱供給・水道業	L 学術研究、専門・技術サービス業	R サービス業（他に分類されないもの）（経済・政治・宗教団体を除く）
G 情報通信業		

# 役場で次亜塩素酸水（除菌水）を提供します

役場本庁舎、各地域局で平日8時30分から17時15分までの開庁時間に、次亜塩素酸水（除菌水）を提供します。希望する人は、空ペットボトルを持参してください。

## ●問い合わせ先

役場健康課 TEL 0796・36・1114

# 『国の対策』

## 特別定額給付金

### ●受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

### ●給付対象者

令和2年4月27日（月）の時点で、香美町の住民基本台帳に記録されている人

### ●給付額

給付対象者1人につき10万円

### ●申請方法・給付時期

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、次の「郵送申請方式」と「オンライン申請方式」を基本とし、申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。

#### ・郵送申請方式

- ①受給権者（世帯主）宛に、あらかじめ給付対象者の氏名や生年月日などが印字された申請書を郵送します。5月18日（月）の発送を予定しています。
- ②郵送された申請書に振込先口座を記入し、申請者（世帯主）の本人確認書類<sup>※1</sup>の写しと振込先金融機関口座の確認書類<sup>※2</sup>を申請書の裏面に貼り付けて、同封の返信用封筒により役場総務課へ返送してください。  
※1 申請者本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し  
※2 振込先金融機関口座の確認書類…金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳、キャッシュカードなどの写し（町税や水道料などの引落に使用している世帯主名義の口座の場合は不要）
- ③提出いただいた申請書の内容を確認した後、決定通知書を郵送します。受付開始は5月20日（水）を予定しています。（郵便ポストへの投函は、申請書が届き次第、随時可能です。）
- ④申請書に記入していただいた受取口座に5月末以降、順次振り込みます。

#### ・オンライン申請方式（利用には受給権者（世帯主）のマイナンバーカードが必要です。）

- ①専用サイト「マイナポータル」にアクセスしてください。
- ②専用サイト「マイナポータル」で申請内容を入力し、振込先金融機関口座の確認書類をアップロードして申請してください。本人確認はマイナンバーカードによる電子署名で行います。
- ③申請書の内容を確認した後、決定通知書を郵送します。
- ④申請書に入力した受取口座に5月15日（金）から順次振り込みます。

### ●申請期限

郵送申請方式の受付開始日から3カ月以内

※5月20日（水）に受付開始した場合は、8月20日（木）が申請期限（消印有効）

### ●問い合わせ（提出）先

役場総務課 TEL 0796・36・1111

## 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人については、国民年金保険料の免除申請が可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

役場町民課 TEL 0796・36・1110

ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570・003・004（月～金曜日8時30分～19時、第2土曜日9時30分～16時）

# 町内施設の利用制限状況

※下記の施設は5月11日現在で、利用の中止または制限をしています。内容は変更になる場合があります。最新の状況は町HPを確認してください。

5月31日（日）まで利用を中止（休業）する町内施設など	
体育施設・社会教育施設	<b>【香住区】</b> 香住 B & G 海洋センター <b>【村岡区】</b> 村岡体育館、福岡体育館、射添体育館、味取体育館、山田体育館、射添グラウンド、相岡すこやか広場、民俗資料館まほろば ※民俗資料館まほろばでの図書貸し出し業務は通常どおり行います。 <b>【小代区】</b> 農業者健康管理施設「おじろドーム」、広井山村広場、小代健康公園、古代体験の森
小・中学校の施設	全ての小・中学校の体育館・グラウンド
子育て・子育て支援センター	全ての子育て・子育て支援センター
社会福祉施設	香住地域福祉センター、村岡老人福祉センター、小代高齢者生活支援センター（いこの里）、やすらぎの森グラウンド（香住福祉村）
観光施設など	香美町立ジオパークと海の文化館、小代南部健康高原コテージ、相大池公園バンガロー村、兎和野高原野外教育センター、木の殿堂、今子浦運動場・キャンプ場、かすみ・矢田川温泉、ふれあい温泉「おじろん」、村岡温泉、吉滝キャンプ場・コテージ

5月31日（日）まで利用を制限する町内施設など	
公民館	町内の各中央公民館および各地区公民館（小代区地域連携センターを含む） ※10人以下の会議で密閉・密集・密接に該当せず、感染症予防対策が確認できた上で使用を許可します。各公民館での図書貸し出し業務は通常どおり行います。
社会福祉施設	香住老人福祉センター、村岡リハビリセンター ※10人以下の会議で密閉・密集・密接に該当せず、感染症予防対策が確認できた上で使用を許可します。
道の駅	道の駅「あまるべ」 営業時間を10時～16時に短縮します。食事・スナックメニューの提供はせず、お土産のみ販売します。 道の駅「村岡ファームガーデン」 営業時間を平日：9時～17時、土日祝：9時～18時に短縮し、レストランは平日：10時から15時、土日祝：9時から18時に短縮します。 道の駅「ハチ北」 営業時間を9時～17時に短縮し、レストランは10時30分～15時に短縮します。

## 新型コロナウイルス感染症の医療・予防・検査に関する相談窓口

帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【受付時間：平日 9時～17時30分】

兵庫県コールセンター

TEL 078・362・9980

【24時間】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場健康課）

TEL 0796・36・1114

【平日 8時30分～17時15分】

## 相談窓口

外出自粛など左記以外の緊急事態措置に関する相談窓口

兵庫県緊急事態コールセンター

TEL 078・362・9921

【受付時間：平日 9時～18時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場防災安全課）

TEL 0796・36・1190

【平日 8時30分～17時15分】